第1部 基本的考え方

~東京都女性活躍推進計画~

1 目指すべき男女平等参画社会

女性も男性も自らの希望に応じた生き方を選択し、自分らしく輝いている社会

2 現状認識

- ○女性活躍推進法や働き方改革関連法、育児・介護休業法等 の法整備も進み、性別を問わず、**生活と仕事を両立できる制度** 作りが進んでいる
- ○また、いわゆるM字カーブ問題は解消しつつあり、保育所の待機 児童数も大幅に減少するなど、**育児や介護と仕事を両立できる** 環境も整いつつある
- ○しかし、家事・育児・介護等の多くは女性が担い、また、性別による業務配分が行われる職場慣行が残るなど、今なお家庭や職場等、社会のあらゆる場面で固定的性別役割分担意識が根強く 存在し、依然として社会全体が変わるまでには至っていない
- ○加えて、**コロナ禍により女性をめぐる様々な問題が浮き彫りに** なった
 - ・配偶者等からの暴力(DV)相談の増加
 - ・男性と比較し、女性の就業者数が大きく減少

3 中心として取り組む事項

- ○働き方改革関連法など様々な**法制度への対応を着実に促進する**
- ○一方で、制度、仕組みを運用するのは人であり、男女平等参画をこれまで以上に推進していくためには、一人一人の更なる意識改革と理解の促進が不可欠であり、人々の行動変容につながる「意識改革」に、特に重点的に取り組む
- ○加えて、コロナ禍で浮き彫りになった課題等に対応する このため、**以下3点の視点から、重点的に取組を強化、加速する**
- (1) 誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- (2) 根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- (3) 男女間のあらゆる暴力の根絶(⇒配暴計画に記載)

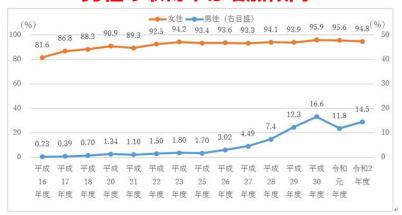
4 計画の推進

- ○具体的な数値目標を設定し、達成状況を把握
- ○男女平等参画を強力に推し進めるため、都庁内の体制を強化
- ○東京都だけでは変えることが難しい社会制度等については、国への 積極的な提案を検討

男女平等参画の現状(都)

育児休業取得の状況の推移(都内)

男性の取得率は増加傾向



産業労働局「令和2年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

保育サービス利用児童数と利用率の推移(都内)

待機児童数は大幅に減少



福祉保健局

女性の労働力比率の推移(都内)

総務局「東京の労働力」

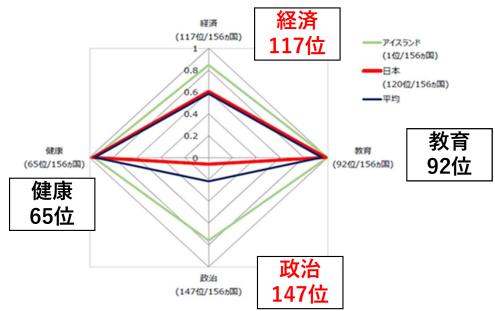
男女平等参画の現状(国)

ジェンダーギャップ指数2021

日本は156か国中120位。G 7で最下位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
1 :		
30	アメリカ	0.763
102	韓国	0.687
120	日本	0.656
120	日本	0.030

特に「経済」及び「政治」における順位が低い



日本の分野ごとの順位得点(格差が大きい分野を抜粋)

	口本の力封とこの順位特点(俗左か入さり力封を放件)					
		日本の順位	日本の得点	世界平均	アイスランドの得点	
	経済活動への参画機会	117位	0.604	0.583	0.846	
\bigcap	所得の男女平等	101位	0.563	0.494	0.737	
	管理職の男女平等	139位	0.173	0.349	0.721	
Ī	管理職·技術職	105位	0.699	0.755	1	
_	政治への参画	147位	0.061	0.218	0.76	
	国会議員の女性割合	140位	0.11	0.312	0.658	
	閣僚の女性割合	126位	0.111	0.235	0.667	
	女性国家元首の在位	76位	0	0.144	0.883	

得点:「1」に近いほど男女格差が少なく、平等。「0」が完全不平等。

【経済活動への参画機会】

「管理職の男女平等」139位

【政治への参画】

「国会議員の女性割合」140位 「閣僚の女性割合」126位

「Global Gender Gap Report 2021」

男女平等参画の現状(都)

所定内給与額の男性に対する女性の割合(都内)

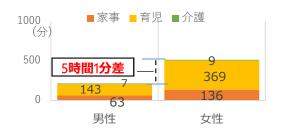
給与について、女性は男性の約7割



厚生労働省「令和2年度賃金構造基本統計調査」

子育て世代の家事・育児関連時間差(都内)

男女の家事・育児時間差は約5時間



生活文化局「令和元年度男性の家事・育児参画状況実態調査」

都内における管理職以上の女性の割合(都内)

女性管理職比率は約1割



産業労働局「令和2年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

雇用形態の男女別・内訳別割合(都内)

正規の職員・従業員 男性約8割、女性約5割



総務省「平成29年就業構造基本調査」

男女平等参画の現状(コロナ禍の影響)

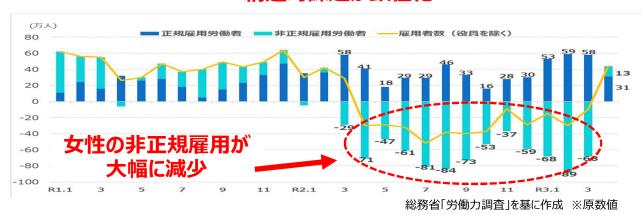
都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移(都内)

相談件数が増加



雇用形態別雇用者数の前年同月差(女性)

女性(特に非正規雇用)が不安定な就業環境に置かれている 構造的課題が顕在化



第2部 女性活躍推進計画に盛り込むべき事項

I ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

現状·課題

1 生活と仕事を両立できる環境づくり(P11~)

- (1) 柔軟な働き方の普及・定着促進
- ・コロナ禍で柔軟な働き方を可能とするテレワークが急速に進展
- ・柔軟な働き方や両立支援制度の導入が進んでいない企業も存在
- (2) 雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進
- ・固定的性別役割分担意識による業務配分の男女差等
- ・法改正による一般事業主行動計画策定義務の拡大
- (3)女性の就業継続やキャリア形成
- ・出産等での離職後、正規雇用など安定的な職に就くことが困難
- ・コロナ禍で、女性の比率が高い非正規労働者の雇用状況が悪化

2 妊娠・出産・子育てに対する支援 (P24~)

- ・育児と仕事との両立の難しさのため、出産を機に5割弱の女性が 離職
- ・男女の育児休業取得率は女性94.8%に対し、男性14.5%

- 事業規模や業種・業態に応じた企業の取組を促進
- 生活と仕事の両立を可能とする企業の取組を後押し
- 好事例の発信等を通じ、企業の女性活躍推進を後押し
- 事業主における法定計画の策定等を細やかに支援
- 一般事業主行動計画の策定・公表等の義務を果たしている 事業者を都の契約において優遇
- ライフイベントと仕事を両立した就業継続の支援
- 非正規労働者の待遇改善や雇用環境の整備促進
- 非正規雇用の女性に対する正規雇用化への支援強化
- 多様なニーズに応じた保育サービスの充実や地域で安心して 子育てができる仕組みづくりの推進
- 男性の育休取得率50%を目指し、男性の育休取得促進に取り組む企業を強力に支援

3 介護に対する支援 (P29~)

- ・仕事をしながら介護に携わる人が増加の見込み
- ・介護による離職者は女性が多いが男性の割合も増加傾向

4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止(P32~)

- ・女性の4人に1人がセクハラ・パワハラ等を受けたことがある
- ・マタハラ・パタハラ、就活セクハラ等も問題化

5 起業等を目指す女性に対する支援(P36~)

・男性に比べ女性の起業家が少ない

6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援 (P38~)

・再就職時に希望に応じた働き方を選択することが困難

7 生涯を通じた男女の健康支援 (P41~)

- ・不妊治療を受ける男女の増加
- ・人工妊娠中絶件数は近年増加傾向
- ・毎日の生活にストレスが「ある」、男性約6割、女性約7割
- ・自殺者は男性が多い。令和2年の女性の自殺者数が1割以上増加

- 介護サービスの充実、介護サービス基盤の整備
- 介護と仕事の両立が可能な職場環境の整備促進
- ハラスメント行為の防止に向けた啓発や相談体制の充実
- 事業者の主体的取組の促進
- 女性の起業へのチャレンジを支援
- 離職者が仕事の場に復帰できるよう支援
- 再就職者に対する職場環境整備など事業者等の取組促進
- 〇 性や年代に応じた健康支援の充実
- 〇 性に関する知識の普及
- 自殺の未然防止やこころの健康づくりに関する取組を推進

Ⅱ 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

現状·課題

1 生活と仕事における意識改革 (P46~)

- (1) 「働く」の意識改革
- ・ライフ・ワーク・バランスの実現と女性活躍推進を阻む職場風土
- (2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革
- ・コロナ禍において男女の家事・育児時間差は拡大
- (3) 男女平等参画に向けた意識改革
- ・固定的性別役割分担意識等はあらゆる世代に存在
- (4) 社会制度・慣行の見直し
- ・「男性の方が優遇されている」と考える人が7割以上

2 教育·学習の充実 (P59~)

- (1) 学校での男女平等
- ・男女平等教育の適切な推進が必要

- 企業の経営者、管理職、人事担当などの意識改革を促進
- 女性活躍を推進する事業者の優れた事例等を情報発信
- 大企業で実質的に経営に参画する女性役員の比率30%を 目指すムーブメントを創出
- 民間団体や企業とタイアップし幅広く気運醸成の取組を展開
- 女性の家事育児時間減少に向け、男性の主体的取組を後押し
- 属性に応じた多様な媒体の活用により都民の意識改革を促進
- 企業・区市町村等と連携し効果的な普及啓発を展開
- 社会制度・慣行の見直し及び社会全体の意識改革の促進

- 男女平等参画を推進する教育・学習の充実
- 性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスなどの固定概念を払 拭等するための早期からの教育

(2 教育・学習の充実 つづき)

- (2) 若者のキャリア教育の推進
- ・性別による偏見や思い込みが男女の進路・職業選択に影響
- (3) 多様な学習・研修機会等の提供
- ・あらゆる都民に対し男女平等参画の理解を促すことが必要

3 あらゆる分野における女性の参画拡大(P66~)

- (1) 政治·行政等分野
- ・都の審議会等女性任用率約3割
- (2) 防災·復興分野
- ・男女平等参画の視点が不十分
- (3) 地域活動
- ・男女共に生活しやすい地域社会を構築する必要

- 性別に左右されず主体的な意思決定を可能とするキャリアデザイン意識の醸成
- 多様な学習・研修機会等の提供

- 女性の参画拡大に向けた計画的な取組の推進
- 都の審議会の設置根拠となる条例等に「いずれの性も40%以上」と規定するなどクオータ制を導入
- 防災・復興分野への女性の参画の促進
- 男女共に幅広い年齢層の地域参画の促進

Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

現状・課題 1 ひとり親家庭への支援 (P77~) ・母子世帯の約4割が年間収入200万円未満

2 高齢者への支援 (P80~)

・75歳以上の6割以上を女性が占める

3 若年層への支援 (P83~)

・若年層の失業率は男女共に全世代平均より高い

4 障害者への支援 (P85~)

・障害のある女性は更に困難な状況に置かれている可能性

5 性的少数者への支援(P87~)

・偏見や差別など社会生活において人権に関わる問題が発生

取組の方向性

○ 就業支援や子育て支援等の総合的対策の実施

○ 地域ぐるみの高齢者支援体制の充実及び社会参加の支援

○ 仕事に関する相談体制や就業支援の充実

○ 差別禁止や状況に応じた適切な配慮等の提供

○ 偏見や差別の解消を目指した啓発、相談への対応

東京都男女平等参画審議会答申案 中間のまとめ (案) 概要 ~東京都配偶者暴力対策基本計画~

第1部 基本的考え方

1 目指すべき社会の在り方

男女間のあらゆる暴力のない社会

2 現状認識

- ・ 配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害
- ・ 配偶者暴力は、家庭内において行われるため潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあり、被害が深刻化しやすい特性
- ・ 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難
- ・ 内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力を受けている女性は4人に1人
- ・ 子供が直接暴力を受けていない場合でも、配偶者暴力を目撃することにより心理的外傷を受ける場合は児童虐待に当たる(児童虐待防止法)

3 施策実施の中心となる視点

- ・「都の配偶者暴力相談支援センターの充実」と「区市町村・民間団体等の支援及び連携」を両輪として今後の取組を積極的に推進。特に、以下の3点を施策実施の中心となる視点として設定し、取組を進める。
 - (1)暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の 形成に向けた啓発
 - (2)都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担
 - (3)被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継 続的な支援

4 計画の推進

基本計画の推進に当たっては、取組に応じて行動目標や達成年度を設定するなど、達成状況を把握

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

I 配偶者暴力対策

現状•課題

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 (P9~)

- (1)暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進
- ・暴力を受けた際の相談機関の存在の認知度は概ね若年層ほど低い
- ・幼児期からお互いを尊重し合う人間関係を築くことができるよう取組が必要

(2) 早期発見体制の充実

- ・被害をどこにも相談しなかった人の2人に1人が「相談するほどのことでないと思った」
- ・医療機関や幼稚園等、周囲の人々による早期発見が有効

2 多様な相談体制の整備 (P15~)

- (1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実
- ・都支援センターの相談件数は約8千件
- ・相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化

- 若年層がよく利用する媒体を活用し、交際相手からの暴力等について啓発、相談しやすい環境を整備
- 学校教育の中で発達段階に応じた教育を推進
- 医療機関への被害者対応マニュアルの普及、活用
- 幼稚園等における「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」等の活用

- SNS等を活用した相談機能の充実
- 関係機関との連携強化

(2 多様な相談体制の整備 つづき)

- (2) 身近な地域での相談窓口の充実
- ・区市町村における相談件数は平成15年度から4倍以上増加
- ・支援センター整備団体数は17区
- (3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実
- ・被害者には外国人等も含まれている
- ・男性被害者の約6割がどこにも相談をしていない

3 安全な保護のための体制の整備(P23~)

- (1) 保護体制の整備
- ・被害者は心理的に不安定な状況や、複合的な問題を抱えている状況も多い
- ・国においては、婦人保護事業の運用面の見直しや新たな枠組みが議論
- (2)安全の確保と加害者対応
- ・被害者の約半数が加害者の追跡について不安を感じている
- ・児童相談所等においては、加害者からの威圧的行為を受けている

- 区市町村や警察等の相談窓口職員への研修の充実
- 区市町村の状況を踏まえた技術的支援
- 一人一人の状況に応じた対応ができるよう、研修を充実
- 相談につながるよう、相談窓口を周知

- 民間団体との連携等一時保護体制の一層の充実、同伴 児童への対応の充実
- 国の動向を注視し対応策の検討
- 保護命令やストーカー規制法等の周知など、被害者の安全確保に向けた適切な対応
- 加害者対応の留意すべき事項について周知

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備(P28~)

- (1)総合的な自立支援の展開
- ・被害者が自立できるようになるまでには、就労や住宅の確保等様々な課題
- ・自立支援に係る手続きを行うため複数の窓口で繰り返し状況を説明することは心理的に大きな負担
 - (2)安全で安心できる生活支援
- ・加害者の追跡が及ばないよう被害者の個人情報管理に細心の注意
- (3) 就労支援の充実
- ・被害者の半数近くが無職であるなど、経済的な基盤が脆弱
- (4) 住宅確保のための支援の充実
- ・一時保護施設や社会福祉施設、都営住宅等様々な施設
- (5)子供のケア体制の充実
- ・子供を持つ被害者の約3割が子供の心について不安を抱えている
- ・配偶者暴力により離婚した後の面会交流には慎重な対応が必要

- 都支援センターでは、ニーズを踏まえた自立支援機能の充実
- 区市町村内の連携強化、支援センター機能整備に向けた 技術的支援の充実
- 住民票の取扱い等を広く周知するなど被害者の個人情報 管理の徹底
- 被害者のニーズに合った支援策の提供

- 被害者に対する適切な情報提供
- 子供のケアのため、親の心の回復を側面から支援
- 関係機関の職員を対象に、具体的な知識や技術を付与

現状:課題

5 関係機関・団体等の連携の推進 (P37~)

- (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化
- ・都と区市町村の連携は、広域及び地域での連携ネットワークの核
- (2) 民間団体との連携・協力の促進
- ・被害者にきめ細かい支援を行うために、民間団体が大きな役割を担っている

6 人材育成の推進(P41~)

・被害者支援には、被害者の状況、特に精神的ダメージについての理解と配慮が必要

7 適切な苦情対応 (P43~)

・不適切な対応により支援機関に対する不信感を抱き、暴力被害の解決が阻害される事例

8 調査研究の推進 (P44~)

・加害者への対応は、被害者保護だけではなく暴力防止の観点からも重要

取組の方向性

○ 区市町村の支援センター機能整備に向けた働きかけ

〇 民間団体の自主的な取組への支援等を更に充実

〇 民間団体も含め、被害者支援に当たる人材の育成

○ 二次被害防止のための研修の充実

○ 国における加害者プログラムの試行実施に参加し、その結果 をもとに都としての加害者対策を構築

Ⅱ 性暴力被害者に対する支援 (P46~)

・近年、被害者や支援団体等が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり

・被害者との関係は約7割が面識のある者

IV セクシュアル・ハラスメントの防止 (P51~)

・雇用の場だけでなく、教育や福祉の現場等多くの場面で起こる可能性がある

V 性・暴力表現等への対応 (P53~)

・スマートフォンの普及により、より手軽に情報を収集できるようになった反面、トラブルに巻き込まれるケースも増加

取組の方向性

〇 性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援事業の充実

○ ストーカー行為への対応方法やインターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発

○ 被害にあった人からの相談に適切に対応できるよう、対応能力の強化

○ リベンジポルノ等、性・暴力表現に関わるトラブルへの相談対 応強化